

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業理念および経営理念のより良い実現を目指して、実効性の高いコーポレートガバナンス体制の構築を継続して追求することを重要な経営課題として位置づけています。

企業理念

人々の健康で豊かな生活のために、研究開発を基盤とした新たな価値の創造により、広く社会に貢献する

経営理念

- ・顧客視点の経営と革新的な研究を旨とし、これからの医療と健やかな生活に貢献する
- ・たゆまぬ事業の発展を通して企業価値を持続的に拡大し、株主の信頼に応える
- ・社員が自らの可能性と創造性を伸ばし、その能力を発揮することができる機会を提供していく
- ・企業市民として社会からの信用・信頼を堅持し、よりよい地球環境の実現に貢献する

なお、当社は、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針を「コーポレートガバナンスに関する基本方針」としてまとめ、当社ウェブサイトに掲示しています。

https://www.ds-pharma.co.jp/profile/governance/basic_policy.html

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【原則5-2】

当社は、2018年2月に、米国における非定型抗精神病薬「LATUDA」の後発品申請に対する特許侵害訴訟を提起したことから、2019年3月期を起点とする5か年の中期経営計画の発表を延期しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4】

- ・政策保有株式に関する方針については、「コーポレートガバナンスに関する基本方針」に記載しています(同4. 参照)。この方針に加えて、同4. に基づき、毎年取締役会において、当社が保有する個別の政策保有株式について、保有目的、取引状況、含み損益等を評価軸として、保有継続の合理性を確認しています。その結果、2015年6月のコーポレートガバナンス・コード適用時点で上場株式の保有銘柄数は39社でしたが、保有の合理性が認められない株式の売却を進め、2018年10月末現在のの上場株式の保有銘柄数は26社となっています。
- ・政策保有株式にかかる議決権行使について適切な対応を確保するための基準については、「コーポレートガバナンスに関する基本方針」に記載しています(同4. 参照)。具体的には、M&Aに関する議案や重大な不祥事が発生した後最初に開催される株主総会の全議案などについては、特に慎重に判断することとしています。
- ・当社は、政策保有株主から、売却等の意向が示された場合、その意向を尊重します。

<コーポレートガバナンスに関する基本方針> (抜粋)

4. 当社は、持続的な成長に向けて、企業提携、重要な取引先との取引関係の構築・維持その他事業上の必要性のある場合を除き、他社の株式を保有しません。
4. 当社は、個別の政策保有株式について、その保有目的の合理性および経済的な合理性を取締役会において毎年確認し、保有の合理性が認められない場合は縮減または売却を進めます。
4. 当社は、政策保有株式の議決権行使に関して、政策保有株式の発行会社の企業価値向上、ひいては当社の企業価値向上に資する提案であるか否かの観点から議案を検討し、適切に対応します

【原則1-7】

関連当事者との取引に関する手続の枠組みについては、「コーポレートガバナンスに関する基本方針」に記載しています(同3.参照)。

<コーポレートガバナンスに関する基本方針> (抜粋)

3. 当社は、取締役、監査役または主要株主等との間で取引(関連当事者間の取引)を行う場合には、当社の企業価値の向上の観点からその公正性および合理性を確保するために、独立社外取締役が出席する取締役会において承認を得ることとするなど、取引の重要性に応じて適切に監督します。

【原則2-6】

当社は、企業年金基金を通じた企業年金制度の安定的な運営を図ることを目的として、積立金の運用に関する基本方針を定めるとともに、代議員会や資産運用委員会など法令で定められた機関の設置を行っています。また、これらの実効性を確保するため、積立金の運用に関する専門的知識を有する人材を資産運用委員会の委員長等に配置し、外部の専門機関の助言を得るなど運用状況を適切に把握・評価する体制を整えています。

【原則3-1】

(i) 企業理念および経営理念については、この報告書の上記「1.基本的な考え方」に記載しています。

(ii) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針については、上記の「コーポレートガバナンスに関する基本方針」としてとりまとめ、当社ウェブサイトに掲示しています。

(iii) 取締役会が取締役の報酬を決定するにあたっての方針および手続については、この報告書のII-1〔取締役報酬関係〕に記載しています。

(iv) 取締役および監査役候補者の指名ならびに取締役および監査役の解任を行うにあたっての方針と手続については、指名報酬委員会の答申に基づいて取締役会で決議しています。取締役および監査役候補者は、「コーポレートガバナンスに関する基本方針」別紙1「取締役および監査役候補者の指名基準」に定める基準を充足する者の中から、指名報酬委員会の答申に基づいて、取締役会の決議で指名しています。なお、監査役候補者については、監査役会の同意を得ています。代表取締役、社長その他の役付取締役の選定および解職については、指名報酬委員会の答申に基づいて取締役会の決議で行っています。

(v) 取締役および監査役各候補者の指名理由については、株主総会参考書類に記載しています。解任が発生した場合にも説明を行います。

【補充原則4-1】

取締役会で決議する事項および経営幹部に委任する事項については、取締役会規則、電子決裁規則その他の社則等において明確に定めています。取締役会においては、法令または定款に取締役会の決議を要する旨の規定のある事項、株主総会で取締役会に決定を委任された事項、経営上の重要事項その他取締役会が必要と認めた事項を決議するものとしています。また、業務の執行の状況、社長決裁事項のうち重要事項等については、取締役会に報告するものとしています。

【原則4-9】

独立性判断基準については、「コーポレートガバナンスに関する基本方針」別紙2「社外役員の独立性判断基準」に記載するほか、この報告書のII-1〔独立役員関係〕に記載しています。

【補充原則4-11】

取締役会の全体としてのバランス、多様性および規模に関する考え方については、「コーポレートガバナンスに関する基本方針」に記載しています(同7.(1)参照)。

<コーポレートガバナンスに関する基本方針> (抜粋)

7.(1) 取締役会は、別紙1「取締役および監査役候補者の指名基準」を充たし、知識・経験・能力が異なる多様な取締役で構成されるものとします。取締役の人数は、取締役会がその機能を効果的・効率的に発揮するうえで適切な員数とし、そのうちの2名以上を独立社外取締役とします。

【補充原則4-11】

社外役員の兼任状況については、株主総会参考書類ならびにこの報告書のII-1〔取締役関係〕および〔監査役関係〕に記載しています。社外役員以外の取締役および監査役について、他の上場会社の役員を兼任している者はいません。

【補充原則4-11】

「コーポレートガバナンスに関する基本方針」に定める当社の取締役会の役割や責任等のあるべき姿と2017年度における取締役会の状況との違いを認識し、取締役会の実効性をより高めるために今後検討すべき事項を把握することを目的に、取締役および監査役全員に対するアンケートを2018年2月～3月にかけて実施いたしました。アンケートの大項目は以下のとおりです。

- 1) 取締役会の構成
- 2) 取締役会の役割・責務
- 3) 取締役会の運営状況
- 4) 指名報酬委員会の機能
- 5) 社外役員への支援体制
- 6) 独立社外取締役の役割
- 7) 監査役役割・監査役に対する期待
- 8) ステークホルダーとの関係
- 9) 昨年度からの改善

実施したアンケートの分析結果をもとに2018年4月の取締役会にて意見交換を行いました。その結果、当社の取締役会の実効性は概ね確保できていることを確認するとともに、昨年度の課題に対して改善がみられたとの認識で一致しました。また、取締役会での審議をさらに活性化することを本年度の課題として認識し、主に次のことに取り組むことになりました。

- ・業界特有の専門性の高い議題に関する社外役員への早期の事前説明を十分行うこと
- ・各議題の審議時間にメリハリをつけるなど、重要議題の審議時間を十分確保すること
- ・経営会議における意見等を取締役会において共有すること

【補充原則4-14】

取締役および監査役に対するトレーニングの方針については、「コーポレートガバナンスに関する基本方針」に記載しています(同10.参照)。

<コーポレートガバナンスに関する基本方針> (抜粋)

10. 当社は、新任の取締役および監査役の就任に際して、当社の企業理念および経営理念の理解とともに、当社の事業、財務、組織等に関する必要な知識の習得ならびに取締役および監査役に求められる役割および責務の十分な理解のための機会を提供します。

10. 当社は、取締役および監査役がその職務を果たすうえで必要な知識の習得・更新等を目的として、個々の取締役および監査役に適合したトレーニングの機会を継続的に提供・斡旋するとともに、その費用の支援を行います。

10. 当社は、取締役および監査役に対するトレーニングの実施状況を取締役会において毎年報告し、確認します。

【原則5-1】

株主との建設的な対話を促進するための方針および体制については、「コーポレートガバナンスに関する基本方針」に別紙3「株主・投資家との建設的な対話を促進するための基本方針」として記載しています。

情報開示にあたっては、「情報開示規準」に基づき、適時・適切・公正に開示するよう努めており、インサイダー情報の管理については、「内部情報管理規程」に基づき、適切に管理しています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
住友化学株式会社	205,634,000	51.76
社日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	25,483,900	6.41
稲畑産業株式会	21,082,000	5.31
日本トラスティ・サ・ビス信託銀行株式会社(信託口)	9,734,500	2.45
日本生命保険相互会社	7,581,756	1.91
株式会社SMBC信託銀行(株式会社三井住友銀行退職給付信託口)	7,000,000	1.76
住友生命保険相互会社	5,776,000	1.45
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	4,435,430	1.12
大日本住友製薬従業員持株会	3,201,219	0.81
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	2,889,300	0.73

支配株主(親会社を除く)の有無	
-----------------	--

親会社の有無	住友化学株式会社(上場:東京)(コード)4005
--------	--------------------------

補足説明 更新

- 株式会社SMBC信託銀行(株式会社三井住友銀行退職給付信託口)7,000千株は、株式会社三井住友銀行が保有していた当社株式を退職給付信託に拠出したものであり、当該拠出後における同行の当社株式保有数は、1,125千株(持株比率0.28%)です。
- 持株比率は、自己株式(602,840株)を控除して計算しています。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	医薬品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

住友化学株式会社は当社の議決権の51.78%(2018年9月30日現在)を有する親会社です。当社が親会社と取引を行う場合には、当社の企業価値の向上の観点からその公正性および合理性を確保するために、独立社外取締役が出席する取締役会において承認を得ることとするなど、取引の重要性に応じて適切に監督しています。なお、当社は、親会社から土地を賃借し、また原料を購入するなどしていますが、これらの取引に際しては、一般的な市場価格を参考に、双方協議の上合理的にその価格を決定しており、市場等の変動があった場合には価格を変更できる事項を含んだ契約を締結しています。また、当社は親会社に短期貸付を行っていますが、これは、市場金利を勘案し合理的に利率を決定する等、当社の利益を害さないよう留意して取引条件を決定しています。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情 更新

住友化学株式会社は当社の議決権の51.78%(2018年9月30日現在)を有する親会社ですが、事業活動を行う上での承認事項など親会社からの制約はなく、一定の独立性が確保されています。動物薬事業等で親会社の企業グループと類似した事業を営んでいますが、その事業内容に共通性がほとんどないため、経営の独自性を保っています。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	員数の上限を定めていない
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
佐藤 英彦	弁護士													
跡見 裕	学者													
新井 佐恵子	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
佐藤 英彦		同氏が社外取締役を務める株式会社りそなホールディングスならびに過去に社外取締役を務めた株式会社LIXILグループおよび株式会社りそな銀行と当社に重要な取引関係はありません。	同氏は、内閣法制局参事官、警察庁長官などを歴任し、その経歴を通じて培った幅広い見識と豊富な経験および弁護士としての専門的知識を有しており、それらを当社の経営に活かせるものと判断し、選任しています。また、同氏は、当社が定める独立性判断基準を充足し、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断しています。
跡見 裕		同氏は、杏林大学名誉学長であり、当社は同大学との間で市販後調査委託等の取引および同大学への寄付を行っていますが、それらの金額は僅少であり、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないものと判断しています。	同氏は、医学者としての豊富な経験および専門的知識を有しており、それらを当社の経営に活かせるものと判断し、選任しています。また、同氏は、当社が定める独立性判断基準を充足し、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断しています。

新井 佐恵子	同氏が代表を務める有限会社アキュレイ、教授を務める昭和女子大学および社外取締役を務める東急不動産ホールディングス株式会社と当社との間に重要な取引関係はありません。	同氏は、複数の企業で会社経営に携わるなど会社経営者としての豊富な経験および公認会計士としての専門的知識を有しており、それらを当社の経営に生かせるものと判断し、選任しています。 また、同氏は、当社が定める独立性判断基準を充足し、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断しています。
--------	---	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名報酬委員会	4	0	1	3	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名報酬委員会	4	0	1	3	0	0	社外取締役

補足説明

取締役および監査役候補者の指名、取締役の報酬の決定等について、取締役会の機能の客観性・独立性を強化する観点から、取締役会の諮問機関として指名報酬委員会を設置しています。委員会の構成は3名以上で過半数は独立社外取締役とし、委員長は独立社外取締役から選任することとしています。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	員数の上限を定めていない
監査役の人数	5名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、内部監査部と原則月1回会合を開催し、内部監査部より監査体制、監査計画、監査実施状況の報告を聴取するほか、相互に意見交換を行うことにより緊密な連携をとっています。さらに、監査役および監査役会は、期首や四半期決算時に定期的に会計監査人と会合を開催するほか、必要に応じて会合を開催し、積極的に意見・情報交換を行っています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
西川 和人	その他													
藤井 順輔	他の会社の出身者													
射手矢 好雄	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
西川 和人		同氏が員外監事を務める兵庫県信用農業協同組合連合会および過去に監査役を務めた株式会社村田製作所と当社に重要な取引関係はありません。	同氏は、東京国税局長、金融庁検査局長等を歴任し、税務・金融分野の専門家としての豊富な経験および専門的知識を有しており、それらを当社の監査に活かせるものと判断し、選任しています。 また、同氏は、当社が定める独立性判断基準を充足し、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断しています。
藤井 順輔		同氏が取締役会長を務めていた株式会社日本総合研究所ならびに社外監査役を務めるハウス食品グループ本社株式会社および株式会社ロイヤルホテルと当社に重要な取引関係はありません。また、株式会社三井住友銀行は、当社のメインバンクですが、同氏は2011年6月に株式会社三井住友銀行および株式会社三井住友フィナンシャルグループの取締役を退任しており、当社の一般株主と利益相反が生じる恐れはないと判断しています。	同氏は、株式会社三井住友銀行および株式会社三井住友フィナンシャルグループならびに株式会社日本総合研究所の役員を歴任し、会社経営者としての豊富な経験および幅広い見識を有しており、それらを当社の監査に活かせるものと判断し、選任しています。 また、同氏は、当社が定める独立性判断基準を充足し、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断しています。
射手矢 好雄		同氏が所属する森・濱田松本法律事務所および特任教授を務める国立大学法人一橋大学法科大学院と当社に重要な取引関係はありません。	同氏は、弁護士としての豊富な経験および専門的知識を有しており、それらを当社の監査に活かせるものと判断し、選任しています。

【独立役員関係】

独立役員の数 更新 5名

その他独立役員に関する事項

当社では、次のとおり社外役員の独立性判断基準を定めており、当該基準を充足する社外取締役および社外監査役を独立性があるものと判断しています。

【社外役員の独立性判断基準】

当社は、次のいずれの事項にも該当しない者について、独立性が認められる者と判断します。ただし、この独立性判断基準を形式的に充足している場合においても、具体的な状況に鑑み、実質的に独立性がないと判断することは妨げられないものとします。

- (1) 当社を主要な取引先とする者(当社に対して製品またはサービスを提供している者であって、その取引額がその者の直前3事業年度のいずれかの年度における年間連結売上収益または年間連結売上高の2%を超える者)またはその業務執行者(会社法施行規則第2条第3項第6号に定める業務執行者と同義。以下本基準において同じ。)
 - (2) 当社の主要な取引先(当社が製品またはサービスを提供している取引先であって、当社の直前3事業年度のいずれかの年度における取引額が年間連結売上収益の2%を超える者)またはその業務執行者
 - (3) 当社から役員報酬以外に、その者の直近事業年度において1,000万円以上の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家(金銭その他の財産を得ている者が法人、組合その他の団体である場合は、当社から1億円以上を得ている団体に所属する者)
 - (4) 過去3年間に於いて上記(1)から(3)に該当していた者
 - (5) 過去3年間に於いて当社の親会社の業務執行者もしくは業務執行者でない取締役または当該親会社の子会社(当社を除く。以下同じ)の業務執行者であった者
 - (6) 次の から までのいずれかに掲げる者(重要な地位にある者(注1)以外を除く。)の近親者(注2)
 - 上記(1)から(5)までに掲げる者
 - 当社の子会社の業務執行者、当社の親会社の業務執行者もしくは業務執行者でない取締役または当該親会社の子会社の業務執行者
 - 過去3年間に於いて当社または当社の子会社の業務執行者であった者
- (注1) 重要な地位にある者とは、取締役(社外取締役を除く。)、執行役員および部門長ならびに監査法人または会計事務所所属する公認

会計士、法律事務所に所属する弁護士その他同等の重要性を持つと客観的・合理的に判断される者をいう。
(注2)近親者とは、配偶者および二親等内の親族をいう。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」欄に記載しています。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明

2017年度に取締役を支払った報酬等の額は350百万円です。なお、当該金額は、当事業年度中に在任した取締役に対する報酬等であり、当事業年度に係る取締役賞与35百万円を含めた金額です。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬は、株主価値の向上と持続的な成長に向けたインセンティブを高めることを目的として、業績連動型の報酬を含む体系としています。取締役の報酬に関する決定は、委員の過半数が独立社外取締役からなる指名報酬委員会に諮問し、その答申に基づいて取締役会で行います。

取締役の報酬の構成は基本報酬と賞与とし、その総額は株主総会で承認された報酬総額の範囲内としています。基本報酬は代表取締役等の区分に応じて定める額を基準額とし、賞与は中長期の経営計画における業績目標の達成度合いに応じた業績連動要素および個人業績を斟酌のうえ、決定しています。取締役は基本報酬の一定割合を当社役員持株会に毎月拠出し、当社株式を取得しています。取得した株式は在任期間中および退任後1年間は継続して保有することとしています。

社外取締役の報酬は基本報酬と賞与とし、監督機能および独立性確保の観点から業績を反映しない報酬制度としています。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

コーポレートガバナンス部が社外取締役および社外監査役のサポートを行っています。

社外取締役に対しては、取締役会に付議される事項について、取締役会事務局から事前に説明を行っています。

また、社外監査役を含め、監査役監査の実効性を高め、かつ、監査職務を円滑に遂行するため、監査役の専従スタッフを設置しています。当該スタッフは、監査役会事務局、監査役特命事項に関する業務、社外監査役への情報伝達業務を行っています。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数

0名

その他の事項

相談役・顧問等の制度はありますが、現在、代表取締役社長を退任し、相談役または顧問に就任している者はいません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は取締役会の下に執行役員制度を採用し、経営の監督と業務執行を分離しています。

取締役会は、独立社外取締役3名を含む8名(うち、女性の取締役は1名)で構成しており、原則月1回開催し、経営に関する重要な事項について決議および報告を行っています。

監査役会は、社外監査役3名を含む5名(現在のところ、女性の監査役は選任されていません)で構成しており、原則月1回開催し、監査に関する重要な事項について協議と決議を行うとともに、取締役会付議事項の事前確認等も行っていきます。

取締役会の諮問機関である指名報酬委員会を必要に応じて開催し、取締役および監査役の候補者の指名、取締役の報酬等に関する事項を審議し、取締役会に答申しています。委員会は4名の委員で構成し、その過半数である3名は独立社外取締役とし、委員長は独立社外取締役から選任しています。

また、代表取締役社長の意思決定のための諮問機関として経営会議を原則月2回開催し、取締役会の決定した基本方針に基づき、経営上の重要な事項を審議しています。

さらに、業務執行状況および業務執行にかかわる重要事項を社外取締役および社外監査役を含む取締役および監査役との間で適切に共有することを目的として経営連絡会を原則月1回開催しています。

監査役については、3名の社外監査役を含めた5名の監査役を選任しています。

監査役会にて、監査方針、監査役の職務の分担等を定めています。各監査役はこれに従い、代表取締役との定期的な会合、その他取締役および使用人からの積極的な報告および協議、会計監査人との連携、内部監査部門との連携、さらに三様監査の連携等を行うなど、監査の実効性を高めるための環境整備に努めています。また、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役による経営判断の適法性・妥当性を確認するとともに、取締役および使用人等から職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、また重要な決裁書類等を閲覧すること等により、内部統制システムの運用状況を積極的に監査しています。

会計監査につきましては、あずさ監査法人と監査契約を締結し、会計監査を受けています。2017年度に業務を執行した公認会計士は井上浩一氏および成本弘治氏であり、井上浩一氏は当社の監査を担当して5年、成本弘治氏は当社の監査を担当して5年になります。またこの2名の公認会計士に加え、その補助者として公認会計士5名、その他11名の合計18名が監査業務に携わっています。

内部監査については、代表取締役社長直轄の内部監査部(2018年3月31日現在8名)を設置しています。内部監査部では、内部統制の目的を達成するための基本的な要素を、子会社を含めて、公正かつ独立の立場で監査しています。また、内部監査部は、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制についての整備状況および運用状況の評価を行っています。

当社は、会社法第427条第1項の規定により、賠償責任について、社外取締役3名および社外監査役3名との間に、その職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときの損害賠償責任を限定する契約(責任限定契約)を締結しています。当該契約に基づく責任の限度額は、1,000万円または法令が規定する額のいずれか高い額としています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役会と独立した立場で取締役の職務執行を監査する目的で監査役会設置会社を選択し、独立社外取締役を選任しています。また、当社は、執行役員制度を採用し、経営の監督と業務執行を分離しています。

独立社外取締役は、取締役会における意思決定および利益相反その他の監督において期待される役割を果たすよう努めています。また、独立社外取締役は、取締役会その他の社内の重要会議への出席、監査役との適切な連携等を通じて、必要な情報の入手に努めるとともに、必要に応じて、他の社外取締役および社外監査役、会計監査人ならびに内部監査を担当する部門と適切に連携しています。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法令で定める2週間前より1週間程度早期に発送しています。 直近の株主総会開催日:2018年6月19日 招集通知の発送日:2018年5月28日 招集通知のウェブサイト開示:2018年5月24日
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会の開催日については、集中日を回避して適切に設定しています。
電磁的方法による議決権の行使	2009年に開催した定時株主総会より、議決権行使の方法として、東京証券取引所等が出資する株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を含め、電磁的方法を採用しています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	2009年に開催した定時株主総会より、議決権行使の方法として、東京証券取引所等が出資する株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を含め、電磁的方法を採用しています。
招集通知(要約)の英文での提供	株主総会招集通知は、その発送日の4日前に英訳版も含めて当社ウェブサイトに掲載しています。
その他	株主総会において映像を活用した事業報告等を行うなど、活性化のための取組みを実施しています。 株主総会議案の議決結果については、臨時報告書を提出するとともに、当社のウェブサイト上にもその内容を開示しています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社は、「情報開示規準」において、情報開示の方針(ディスクロージャーポリシー)を定めており、当社ウェブサイトに掲載しています。 URL: https://www.ds-pharma.co.jp/ir/d_policy/	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	2017年度は、個人投資家向け説明会を5回実施しました。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	2017年度は、決算発表、第2四半期決算発表にあわせて説明会を実施し、決算状況、研究開発の状況等を説明しています。また、第1四半期決算発表、第3四半期決算発表時においてはカンファレンスコールを実施しています。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	当社は定期的に海外の投資家を訪問しています。また、国内で実施した説明会およびカンファレンスコールの英訳音声(質疑応答を含む)を当社ウェブサイトに掲載しています。さらに、証券会社が国内で実施する海外投資家対象のスマールミーティングにも参加しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	URL: https://www.ds-pharma.co.jp/ir/index.html 決算短信・補足資料、投資家向け説明会資料(動画配信を含む)、ニュースリリース、株主通信、統合報告書、ファクトブック、株主総会招集通知、決議通知等を掲載しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	コーポレートガバナンス部 広報・IRグループが担当しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明

社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	<p>当社の経営理念にて、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・顧客視点の経営と革新的な研究を旨とし、これからの医療と健やかな生活に貢献する ・たゆまぬ事業の発展を通して企業価値を持続的に拡大し、株主の信頼に応える ・社員が自らの可能性と創造性を伸ばし、その能力を發揮することができる機会を提供していく <p>を制定しています。</p>
環境保全活動、CSR活動等の実施	<p>当社の経営理念に、「企業市民として社会からの信用・信頼を堅持し、よりよい地球環境の実現に貢献する」ことを明示し、社会・環境活動に積極的に取り組んでいます。具体的な取り組みについては、毎年発行している統合報告書に記載するとともに、当社ウェブサイトにも公開しています。</p>
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	<p>当社は、「情報開示規準」において、情報開示の方針を以下のとおり定めています。『「大日本住友製薬 行動宣言」に掲げる方針に従い積極的な情報開示を行うとともに、社会から信用されるためには企業としての透明性が重要であるとの認識のもと、さまざまなステークホルダーに対して、会社情報を適時・適切・公正に開示するよう努めます。』また、同規準において、情報開示の基準、情報開示の手続、重要情報の取扱い等を定めており、これらを「情報開示の考え方」としてまとめ、当社ウェブサイトに掲示しています。</p> <p>URL: https://www.ds-pharma.co.jp/ir/policy/</p>
その他	<p>当社では、育児休業や介護休業の取得可能期間や、各種短時間制度の運用方法など、必要に応じて法の定めを超える充実した制度を展開しています。また、仕事と仕事以外の生活の両立支援を図るため、以下の諸制度を導入しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男性の育児参加を推進すること、育児中の社員への理解を深めてもらうこと、さらには男性社員自身の多様なライフスタイルを実現することを目的とした配偶者出産育児休暇(通称:育パパ休暇)(2015年10月開始)。 ・MR職において、結婚時に配偶者と同居できるように転勤させるまたは育児期間中の勤務地域を限定するMR地域選択制度(2016年4月開始) ・理由や勤務場所を限定せず利用できる在宅勤務制度(2017年10月開始)

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、業務の適正を確保するための体制の構築の基本方針について、次のとおり決議し、運用しています。

1. 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- i) 「行動宣言」に基づくコンプライアンスの実践をより確実なものとするため、「コンプライアンス行動基準」を制定し、企業倫理の浸透を図ります。
- ii) コンプライアンスを推進する体制として、コンプライアンス担当執行役員を委員長とするコンプライアンス委員会及びコンプライアンス委員会事務局を設置し、各部門長をコンプライアンス推進者に任命します。
- iii) コンプライアンス委員会を定期的開催し、コンプライアンス推進状況を把握し、その概要を取締役に適切に報告します。
- iv) コンプライアンス委員会は、取締役及び使用人に対する教育研修の年度方針を策定し、実施します。
- v) コンプライアンスに関する通報・相談をするための窓口として社内外にコンプライアンス・ホットラインを設置します。当該通報・相談をした者に対して、当該通報・相談をしたことを理由として不利な取扱いをしません。
- vi) 内部監査を担当する部門を設置して、コンプライアンスの状況の監査を行い、社長及びコンプライアンス担当執行役員に適切に報告します。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

記録・情報の取扱いに関する社則を制定し、取締役の職務の執行に係る情報の適切な保存・管理を行います。

3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- i) リスクマネジメントに関する当社グループとしての基本的な考え方を定めた「DSP Group Risk Management Policy」を制定し、適切にリスクマネジメントを実施します。
- ii) 「リスクマネジメント規則」を制定し、社長がリスクマネジメントを統括することを明確にするとともに、特性に応じて分類されたリスクごとにリスクマネジメントを推進する体制を整備します。各推進体制の運用状況については、定期的に取締役会に報告します。
- iii) 当社の経営又は事業活動に重大な支障を与えるおそれのある緊急事態が発生した際の影響を最小限にとどめるため、「緊急時対応規程」を制定し、経営及び事業の継続性を確保します。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- i) 「取締役会規則」、「職務権限規則」、「組織規則」、「業務分掌規程」等を制定し、職務権限、業務分掌及び意思決定のルールを明確にします。
- ii) 執行役員制度を導入し、迅速で効率性の高い経営の実現を図ります。
- iii) 電子決裁システムを導入し、意思決定の迅速化及び効率化を図ります。

5. 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

子会社は、職務権限、業務分掌及び意思決定のルールを明確にします。

(2) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、適正なグループ運営を推進するための基本事項を定めた社則を制定し、その遵守を子会社が誓約することにより、子会社から経営上の重要事項の報告を受けます。

(3) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

i) 子会社は、その業態やリスクの特性に応じてリスクマネジメントを推進する体制を整備し、適切にリスクマネジメントを実施します。

ii) 当社は、子会社のリスクマネジメント全般を把握し、助言、指導等の必要な対応を行います。

iii) 当社は、当社グループがグループ横断的に取り組むべきリスクについて、必要な推進体制を整備し、当社グループにおけるリスクマネジメントを強化します。

(4) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

i) 子会社は、適切なコンプライアンス推進体制を整備します。

ii) 当社は、子会社が参加するコンプライアンスに関する委員会等を定期的開催し、子会社のコンプライアンスの強化を図ります。

iii) 当社の内部監査を担当する部門は、子会社のコンプライアンスの状況の監査を行い、当社の社長及びコンプライアンス担当執行役員に適切に報告します。

(5) その他当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

i) 親会社である住友化学株式会社のグループ運営の方針を尊重しつつ、当社の独立性を確保し、自律的な内部統制システムを整備します。

ii) 当社と親会社との取引については、取引の公正性及び合理性を確保し、適切に行います。

6. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役を補助し、監査役会事務局を担当するため、業務執行部門の指揮・命令に服さない使用人を配置します。当該使用人の異動及び人事考課は、監査役と協議の上、監査役の意見を尊重して行います。

(2) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

当社の取締役及び使用人から監査役への報告に関する手続等を定め、監査役が必要とする情報を適時適切に提供します。

(3) 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制
子会社の取締役等から監査役への報告に関する手続等を定め、監査役が必要とする情報を適時適切に提供します。

(4) 前2号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

前2号の報告をした者に対して当該報告をしたことを理由として不利な取扱いをしません。

(5) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役は、職務の執行について生ずる費用又は債務の処理は、監査役の意見を尊重して、適時適切に行います。

(6) その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制

i) 監査役と代表取締役との会合、監査役と内部監査を担当する部門との会合、並びに監査役、内部監査を担当する部門及び会計監査人による三者の会合を定期的開催します。

ii) 監査役から監査役の職務に関する要望があれば、これを尊重し、適時適切に対応します。

7. 反社会的勢力の排除

反社会的勢力に対しては断固たる行動をとることを周知徹底し、一切の関係遮断に向けた取組を推進します。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体には断固たる行動をとる」ことを基本方針としています。「行動宣言(実践の指針)」および「コンプライアンス行動基準」において反社会的勢力との一切の関係を遮断することを明記するとともに、社内研修等を通じて従業員に対する啓発を図り、取引先との関係では「反社会的勢力の排除に関する覚書」の締結を進めるなど、反社会的勢力の排除に向けた取組を推進しています。

また、コーポレートガバナンス部を対応統括部署とし、企業防衛対策協議会、暴力追放センターとの連携を強化し、対応力の向上を図っています。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

当社は親会社を有することもあり、現在特別な措置は講じていません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、情報開示の基準、情報開示の手続等を定めた「情報開示規準」に基づき、会社情報を適時・適切・公正に開示しています。適時開示情報の開示体制については、以下のとおり定めています。

(1) 決定事実の開示手続

東京証券取引所の適時開示に関する諸規則(以下「適時開示規則」という。)に定める決定事実については、取締役会その他の意思決定機関(子会社の意思決定機関を含む。)における意思決定後直ちに開示する。開示の内容は、社外広報担当執行役員が、関連部門の部門長と協議し、決定する。

(2) 発生事実の開示手続

適時開示規則に定める発生事実については、当該事実の発生後、速やかに開示する。開示の内容は、社外広報担当執行役員が、関連部門の部門長と協議し、決定する。

(3) 決算情報の開示手続

適時開示規則に定める決算情報については、取締役会での決議後直ちに開示する。開示の内容は、社外広報担当執行役員、経営企画部長および経理部長が協議し、決算短信等については経理部長が、業績予想、配当予想の修正等については経営企画部長が、それぞれ決定する。

(4) 適時開示情報以外の情報

ステークホルダーが当社を正しく理解するために必要な情報については、原則として開示する。開示の要否、内容および日時については、社外広報担当執行役員が関連部門の部門長と協議し、決定する。

